

GYODA

Apr.2018

No.862

4

市報ぎょうだ CITY PUBLIC RELATIONS



特集

平成30年度
当初予算をお知らせします

.....P.2

平成30年度 当初予算をお知らせします

歳入

市税

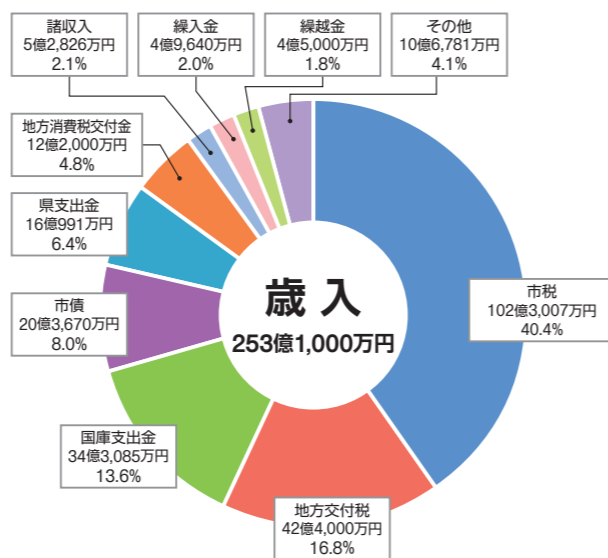
市税収入は、売渡本数減少により、市たばこ税が減収するものの、個人および法人市税において雇用・所得環境および企業収益の改善が見られること、固定資産税の償却資産において企業の設備投資の増加を見込んだこと、また、軽自動車税において新税率への移行を見込んだことから前年度比6,164万円の増(+0.6%)となりました。

市債

JR行田駅前広場周辺再整備事業、消防施設整備事業および中学校体育施設耐震改修事業などの大規模事業が増加したことにより、市債発行額は前年度比6,520万円増(+3.3%)の20億3,670万円となりました。なお、借入れに当たっては、事業を厳選するとともに、合併特例債など交付税措置のある有利なものを活用しています。

繰入金

財源不足を補うための基金取り崩しについては、将来的な財政運営の観点から最小限に抑え、財政調整基金から4億円(前年度同額)、職員退職手当基金から7,000万円(前年度比△3,000万円)を計上しました。また、ふるさとづくり事業に充てるため、ふるさとづくり基金から2,640万円を計上しています。



用語説明

- 市税…市民税、固定資産税などの税金
- 地方交付税…市町村の財政力などに応じて国税の一部が配分されるもの
- 国庫(県)支出金…国(県)からの負担金、補助金、委託金
- 市債…市の借入金(借金)
- 地方消費税交付金…消費税のうち、一定割合が国から県を通じて配分されるもの
- 繰入金…基金(積立金)の取り崩しなど
- 繰越金…前年度からの繰越金

歳出

民生費

生活保護費や対象年齢を18歳まで拡大した子ども医療費をはじめとする各種扶助費の増や、保育所運営費負担金の増などにより、前年度比4,258万円の増(+0.4%)となりました。

教育費

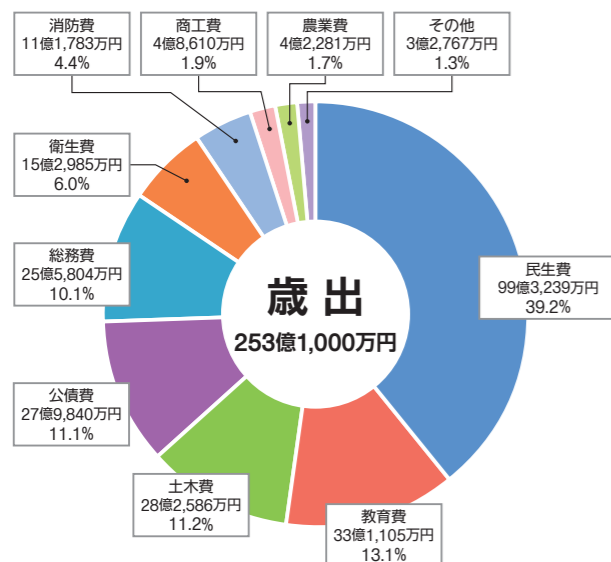
小学校トイレ改修事業や、旧忍・行田公民館解体工事といった大規模工事の終了により、前年度比4,008万円の減(△1.2%)となりました。

土木費

JR行田駅前広場周辺再整備事業の増や、出水対策といった排水路等整備事業の増などにより、前年度比2億64万円の増(+7.6%)となりました。

総務費

定年退職者の減少による職員退職手当の減や、再任用職員関係経費の減などにより、前年度比6,874万円の減(△2.6%)となりました。



用語説明

- 民生費…児童・高齢者・障害者福祉、生活保護などの経費
- 教育費…学校教育、生涯学習などの経費
- 土木費…道路、河川、公園の整備などの経費
- 公債費…借入金(市債)の返済金と利子
- 総務費…庁舎管理、戸籍、徴税、選挙などの全般的な事務事業の経費
- 衛生費…疾病予防、健康増進、ごみ処理などの経費
- 消防費…消防活動、災害対策などの経費
- 商工費…商工業、観光振興などの経費
- 農業費…農業振興、生産基盤整備などの経費

わが国の経済は、これまでのアベノミクスによる施策の実施により、政権発足前に比べ、GDPは名目、実質ともに増加しており、企業収益は過去最高を記録するとともに、就業者数の増加、賃上げなど、雇用・所得環境が大きく改善し、経済の好循環が実現しつつあるとされています。

国では、引き続き「経済再生なくして財政健全化なし」を基本とし、600兆円経済の実現を目指すため、「生産性革命」と「人づくり革命」を車の両輪として少子高齢化という最大の壁に立ち向かっていくこととしています。

一方、地方においては、財政構造の硬直化により財源確保が厳しい中、国と連携・協力し、各団体の個性・独自性を生かしながら、危機感をもって人口減少克服・地方創生に向けて取り組む必要があります。

こうした状況の中で編成した本市の平成30年度予算は、多様化する行政需要に対応するため、徹底的なコスト削減と、事業の選択と集中を図るとともに、「行田市版骨太の方針」の3つの柱である「人口減少対策」「安心安全の確保」「魅力あるまちの創出」を推進する重点政策や「行田市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づく事業に、財源を優先的に配分しました。

厳しい財政状況が続く中、事業の重点化や総点検によるコストの削減を図り、「行田創生」を推進するための創意工夫を凝らした予算となっています。市民の皆さんと手を携え、全力で取り組んでまいりますので、ご理解とご協力をお願いします。

一般会計 歳入歳出

253億1,000万円 予算規模は前年度比+0.4%
額にして1億円の増

平成30年度の当初予算は、多様化する行政需要に対応するため、徹底的なコスト削減と事業の選択・集中を図り、「行田市版骨太の方針」に定める政策に重点的に配分しました。

会計別の当初予算額

会計名	平成30年度	平成29年度	増減額	増減率(%)	
一般会計	253億1,000万円	252億1,000万円	1億円	0.4	
特別会計	国保	90億1,168万円	110億1,898万円	△20億730万円	△18.2
	下水道	23億6,350万円	24億6,468万円	△1億118万円	△4.1
	交通災害共済	2,973万円	2,973万円	△0万円	△0.0
	介護保険	63億615万円	61億7,930万円	1億2,685万円	2.1
	後期高齢者医療	9億1,262万円	8億3,055万円	8,207万円	9.9
	小計	186億2,368万円	205億2,324万円	△18億9,956万円	△9.3
公営企業会計(上水道)	26億3,822万円	25億5,123万円	8,699万円	3.4	
合計	465億7,190万円	482億8,448万円	△17億1,258万円	△3.5	

1万円未満を四捨五入しているため、小計、合計、増減額が合わないことがあります。

安心安全の確保

地域づくりの推進

- 市民活動サポートセンター事業 227万円
市民活動サポートセンターを中心に協働のまちづくりを推進します。
- 循環バス運行事業 9,000万円
地域公共交通の利便性を確保するため、市内6コースの運行を維持します。
- デマンドタクシー利用助成事業 2,088万円
交通弱者(75歳以上の高齢者および障害者)の移動手段を確保するため、利用料金の一部を助成します。
- 防犯灯設置費及び電気料補助事業 1,222万円
自治会に対し、防犯灯の新設、修繕などの費用の一部および電気料の一部を補助します。

適切なインフラの整備

- 幹線道路整備事業 1,617万円
主要幹線道路整備(須加地区土地購入など)を行います。
- 橋りょう長寿命化事業 5,179万円
道路法の改正に伴う橋りょう点検を実施します。
- 排水路等整備事業 2億4,197万円
側溝や排水路の改良工事の他、西新町などで出水対策を行います。



消防車両の更新・整備

防災体制の強化

- 老朽空き家等解体補助事業 350万円
老朽化した空き家の解体を促進するため、工事費用の一部を補助します。
- 消防施設整備事業 1億312万円
消防車両の更新や消防団庁舎の改修を行います。
- 公共施設耐震化関連事業 3億7,440万円
小・中学校、産業文化会館、総合体育館、教育文化センターの非構造部材耐震改修工事などを実施します。
- ☆全国瞬時警報システム(Jアラート)受信機更新事業 450万円
弾道ミサイル情報や緊急地震速報などを瞬時に市民に伝達するため、受信機および付属機器を更新し、システムの機能拡張を図ります。
- ☆洪水ハザードマップ作成事業 324万円
国土交通省から新たな浸水想定区域が示されたため、洪水ハザードマップを改訂します。

魅力あるまちの創出

健康づくりの推進

- 市民けんこう大学開催事業 82万円
地域への健康づくり意識普及の原動力となる人材を育成します。
- 健康づくりチャレンジポイント事業 126万円
健康づくり事業への参加に対するポイント制度により、活動参加を促進します。(達成者全員に行田商店共通商品券を贈呈)
- ☆空気も美味しいお店認定事業 5万円
終日全面禁煙かつその表示がされている店舗に対し、認定ステッカーを交付します。
- 薬局を拠点とした健康づくり事業 84万円
市内の薬局において糖尿病検査および禁煙サポートを実施します。



はつらつ教室で健康づくり

賑わいある都市拠点の整備

- 行田らしいまち並みづくりと賑わい創出事業 7,043万円
行田市駅周辺における地域資源を生かしたまち並み景観づくりを実施し、賑わいの創出を図ります。
- JR行田駅前広場周辺再整備事業 1億2,500万円
南の玄関口として魅力ある駅前を実現するため、一体的な整備を行います。
- 旧忍町信用組合店舗保存・活用事業 898万円
旧忍町信用組合店舗の保存・活用を通じて、街なかの賑わい創出を図ります。
- ☆水城公園東側園地再整備事業 1,600万円
水城公園の東側園地再整備工事などを実施します。
- ☆都市公園の賑わい創出事業 50万円
公園利用者のニーズ多様化に対応するため、古代蓮の里でバーベキュー試行調査を実施します。

地域資源などの活用による交流人口の拡大

- 観光客誘致推進事業 4,151万円
「忍城おもてなし甲冑隊」による観光PR活動や観光案内所の運営などにより、観光客の誘致を促進します。
- 田んぼアート米づくり体験事業 900万円
事業を通じて米作振興や農業への理解を深めます。
- 国登録有形民俗文化財資料整備事業 504万円
行田の基幹産業であった足袋産業に関する資料整理と調査を行います。



人口減少対策

企業誘致などによる雇用環境の創出

- 起業家支援助成事業 1,384万円
市内の空き店舗などを利用する新規起業者に、家賃および改装に要した費用の助成を行います。
- 企業立地促進事業 1億8,032万円
優遇措置などにより、企業が進出しやすい環境を整備し、優良企業の誘致や雇用の創出を図ります。
- エコノミックガーデニング事業 1,707万円
事業拡大における設備投資への補助や、企業情報交流サイトの運営など、地元中小企業が活躍できるビジネス環境を創出します。
- 若小玉地区産業団地整備事業 2,580万円
企業誘致の用地として産業団地を整備することで、地域産業の活性化と雇用の創出を図ります。

特色ある教育の推進

- いじめ対策事業 1,412万円
「いじめそうだんホットライン」の設置、アンケートによる学校集団アセスメント、ネットパトロールなどを実施します。
- 小中学校英語活動推進事業 5,097万円
ネイティブの外国語指導助手(ALT)を配置し、小中学校全学年で英語活動を実施します。
- 少人数学級編制事業 1億2,994万円
市費負担教職員の任用により、小・中学校全学年について、国・県基準よりも少人数の35人以下学級とします。
- パワーアップサポーター配置事業 1,101万円
児童の学力と教師の指導力向上を図るため、ベテランの非常勤講師を市内小学校へ配置し、学力の向上を図ります。
- きらきらサポーター配置事業 3,600万円
小・中学校の特別支援学級などで、児童・生徒の学校生活をサポートします。
- マイ足袋作製体験事業 136万円
小学校3年生の「ぎょうだの学習」のまとめとして、マイ足袋作製体験学習を実施します。

平成30年度 主な施策と 予算額

☆印は新規事業

子育て環境の充実

- 子育て世帯定住促進事業 4,740万円
子育て世帯が住宅を取得した場合に、奨励金や商品券の支給を行い、定住の促進を図ります。
- ☆移住・定住プロジェクト事業 478万円
官民協働で移住・定住の促進を図るとともに、大手検索サイトへのバナー広告の掲出や、移住・定住コンシェルジュの配置、移住体験ツアーの開催などを通じて、本市の魅力を広く市外へ発信します。
- 子ども医療費支給事業 2億6,712万円
平成30年10月1日から、支給対象年齢を18歳までに拡大します。
- 多子世帯給食費給付事業 800万円
市立小・中学校または特別支援学校に在籍している子どもを3人以上養育している保護者に対し、3人目以降の子どもについて学校給食費の補助(無償化)を実施します。
- 放課後児童対策事業 1億8,739万円
放課後における児童の預かりニーズに対応するため、合計17カ所で学童保育を実施します。



マイ足袋作製体験学習の様子

その他の施策

- ふるさと納税促進事業 2,058万円
ふるさと納税専門ポータルサイト、クレジットカード決済の活用および記念品の送付などにより、ふるさと納税を促進します。
- 斎場火葬炉改修事業 2,078万円
老朽化した斎場の火葬炉を順次更新します。
- ☆学校給食センタートイレ改修事業 2,500万円
衛生基準に合ったトイレにすることで衛生面を強化し、より安心・安全な給食を提供します。



斎場外観

市民のみなさんの「声」を市政に 平成29年度「市政懇談会」を開催しました



本市では、「市民が主役のまちづくり」を進めるため、工藤市長および市職員が地域へ外向き、皆さんが口頃から感じている市政への意見や提言、また、地域で抱えている課題などを幅広くお聴きする「市政懇談会」を開催しています。

平成29年度は各地区を中心に16回開催し、延べ499人の参加があり、活発な意見交換が行われました。

参加者から、まちづくりやこれからの行田のあり方に関し、さまざまな意見が寄せられましたので、意見の一部を紹介します（抜粋・要約）。

日本遺産の認定

Q 「和装文化の足元を支え続ける足袋蔵のまち行田」として埼玉県内初の日本遺産に認定され、日本遺産推進協議会が発足したが会議は公開し、委員に若い方、女性は入っているのか。おもてなしをするにあたり人材育成や外国人への対応はどうなっているのか。

A この協議会には自治会女性部の方、青年会議所やNPO法人の若い方も参加しており、会議は公開され、議事録も市ホームページに掲載しています。

また、人材育成についてはガイド、ボランティアの育成などを通じて、おもてなし体制の充実を図ります。なお、外国人への対応については多言語表示やガイドの育成、情報発信の強化、「マイ足袋づくり」などの体験型観光など、市民の皆さんや事業者の方々と連携して、インバウンド事業を進めてまいります。



防犯カメラの設置

Q 駅周辺や道路に防犯カメラは設置されているのか。防犯カメラの映像は警察の捜査にも非常に役立つ。痴漢や恐喝の被害があったと聞いている。ぜひ防犯カメラの整備をお願いしたい。

A 質問いただいた場所には防犯カメラは設置されていません。市内の隅々までというのは難しいですが、すでに防犯カメラの先進事例についての調査研究を行い、公共施設を中心に防犯カメラの設置を進めています。今後も防犯灯などを活用しながら公共施設から徐々に防犯カメラの数を増やしていくことを考えています。

子ども医療費

Q 子ども医療費について、熊谷市や深谷市は18歳まで対象年齢を拡大しているが、行田市では対象年齢の拡大の予定はあるのか。

A 子ども医療費の18歳までの対象年齢拡大について平成30年3月議会に上程し、平成30年10月診療分からの実施を目指しています。実施となれば、子ども医療費は県内でもトップクラスの支援体制となります。

ラジオ体操の普及促進

Q 2年前から、体育協会ではラジオ体操の普及促進を行っており、毎年7月末に専門家2人の指導の下、体操会を開催している。しかし、参加者が平成28年度は600人弱、平成29年度では500人ちょっとと少ない状況。健康づくりのため、ぜひ自治会や学校にも協力いただき、地域一体で行ってほしい。

A 朝日を浴びながら、ラジオ体操が市内のあちこちで聞こえてくるようなまちにしたいと考え、NHKのラジオ体操会に毎年応募しています。健康や介護予防のため、ラジオ体操とともに長親（ながちか）体操も併せて市内で盛んに取り組んでいってほしいので、自治会などにも年1回のラジオ体操会への参加をお願いし、皆さんとともに体操の普及を図っていきます。

「これから」のゴミ処理

Q ごみの広域化により分別などの収集方法と収集日数は変わるのか。また、ごみ袋は広域化されると指定の袋を購入しないといけないのか。家族の人数が少なくごみの量も少ないとごみ袋代を節約するために1週間分をまとめて捨てることになるが、こうした場合、臭いの問題なども出てくるので複数のサイズを用意してもらいたい。

A まだ広域化後のごみの収集方法などの詳細は決まっていません。市としては不燃ごみとして収集しているプラスチック製容器包装とペットボトルは再生可能なものとして資源化したいと考えています。

また、収集日は祝日も収集および直接搬入が可能となるよう要望し、粗大ごみは有料となっても自宅まで取りに行くリクエスト方式を検討したいと考えています。

なお、ごみ袋はいろいろなサイズが必要と思われるので、指定袋導入と併せて検討したいと考えています。

▼問い合わせ 広報広聴課広報広聴担当
(内線318)



昨年7月に行われた「みんなでラジオ＆ながちか（長親）体操」の様子

行田市移住・定住プロジェクトが始まります

「移住・定住プロジェクト」とは、市内事業者や行田に関心がある方との「繋がり」をこれまで以上に大切に、「オール行田」となってさらなる移住・定住の促進に取り組んでいくものです。

移住・定住パートナーズの募集

本プロジェクトに賛同する市内事業者やNPO法人などの団体を「移住・定住パートナーズ」として認定し、官民協働での取り組み強化を図っていきます。

移住・定住パートナーズには、新たに会員として登録いただく本市への移住・定住に関心のある方に対し、割引などのサービス提供や移住・定住促進に向けた情報発信などを実施していただきます。

移住・定住コンシェルジュの配置

本市への移住・定住に関心がある方をサポートするため、専任のコンシェルジュを配置し、移住・定住に関する相談への対応やSNSを活用した情報発信など、きめ細かな対応を行います。

新たな移住・定住プロモーションの実施

本プロジェクトの内容や本市の魅力、さまざまな支援内容などを広く発信するため、移住関連イベントへの出展や移住体験ツアーの開催とともに、大手検索サイトの検索結果画面にバナー広告を掲出するプロモーションを実施します。
※パートナーズや会員の募集などは、準備が整い次第、市ホームページや「市報ぎょうだ」でお知らせし、順次取り組んでいきます。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309・311)

行田市移住・定住コンシェルジュを募集します

- ▶雇用期間 6月1日～平成32年3月31日
※勤務状況により雇用期間の延長の場合あり。
- ▶勤務時間 月～金曜日の午前8時30分～午後5時15分
(原則週5日)
- ▶勤務場所 企画政策課
- ▶主な業務内容
 - ・移住・定住相談への対応、関連事務
 - ・ウェブサイトやSNSなどメディアを活用した情報発信
 - ・移住・定住に関する各種イベントへの参加
- ▶募集人数 1人
- ▶給与など 月額166,500円(条件により交通費の支給あり)※6月および12月に賞与あり
- ▶応募資格
 - ・本市の移住施策に関心があり、移住促進に取り組む意欲があること
 - ・パソコンの基本操作ができ、SNSの活用ができること
 - ・普通自動車運転免許を有し、日常的な運転に支障がないこと
- ▶その他 詳細は、市ホームページの募集要項をご確認ください。
- ▶申し込み 市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入の上、4月27日(金)までに企画政策課へ持参してください。書類選考の上、面接を行います。

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)

市役所組織が一部変わりました

市民サービスの向上と効率的な事業の推進を図るため、市役所組織の一部を4月1日に次のとおり変更しました。

【課・担当の変更】より迅速な事務の執行を図るため、男女共同参画推進センターが地域づくり支援課から独立しました。

地域づくり支援課

- ・くらし安心担当
- ・自治振興担当
- ・協働推進担当
- ・男女共同参画担当
(男女共同参画推進センター)

地域づくり支援課

- ・くらし安心担当
- ・自治振興担当
- ・協働推進担当

男女共同参画推進センター

- ・男女共同参画担当

【担当の廃止】臨時福祉給付金事業の終了に伴い、福祉課臨時福祉給付金担当を廃止しました。

福祉課

- ・トータルサポート推進担当
- ・生活保護担当
- ・障害福祉担当
- ・臨時福祉給付金担当

福祉課

- ・トータルサポート推進担当
- ・生活保護担当
- ・障害福祉担当

▶問い合わせ 企画政策課企画政策担当(内線309)

「笑顔あふれる元気な行田」を目指して 行田に住もう 行田で暮らそう

市では、「子育て世帯定住促進奨励金」により、本市で住宅を取得する子育て世帯を応援しています。市外から転入した子育て世帯が1年以内に住宅を取得した場合は最高で60万円、市内在住の子育て世帯が住宅を取得した場合は最高で40万円の奨励金を交付します。

さらに官民一体となった「住まいる行田プロジェクト」を展開していますので、併せてご活用ください。

▶奨励金の内容

名称	対象	金額
転入者住宅取得奨励金	1年以上市外に居住し、転入から1年以内に住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)
市内事業者施工奨励金	市内事業者の施工による住宅を取得した子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)
三世同居・近居奨励金	住宅を取得し、親世帯と同居、または近居する子育て世帯	住宅取得価格の5%以内 (交付限度額20万円)

※親世帯とは、子育て世帯の世帯主または配偶者の一親等以内の直系尊属で構成される世帯です。

※近居とは、子育て世帯と親世帯が市内に居住することです。

※奨励金の一部は市内共通商品券で交付します。

▶対象となる世帯

- ・中学生以下の子を養育する世帯
- ・出産予定(妊娠22週以後)の方がいる世帯

▶対象となる住宅

- ・一戸建て
- ・店舗などの併用住宅(居住部分の床面積が全体の2分の1以上)
※マンションなどの集合住宅や中古住宅の場合は、「転入者住宅取得奨励金」、「三世同居・近居奨励金」が該当となります。

▶交付条件

- ・本市に住居登録があり、住宅取得後、継続して5年以上居住すること。
- ・住宅の所有権を登記していること。
- ・市税などを滞納していないこと。
- ・住宅取得(建物の権利保存登記)後、1年以内であること。

▶事業期間

平成31年3月31日まで
※期間内に申請いただけない場合は、本制度の対象となりませんので、ご注意ください。

▶申請方法

企画政策課で配布している申請書類(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、同課に持参してください。

▶その他

市ホームページに制度内容の詳細を掲載しています。

～官民一体で子育て世帯の住宅取得をサポートします～

住まいる行田プロジェクト



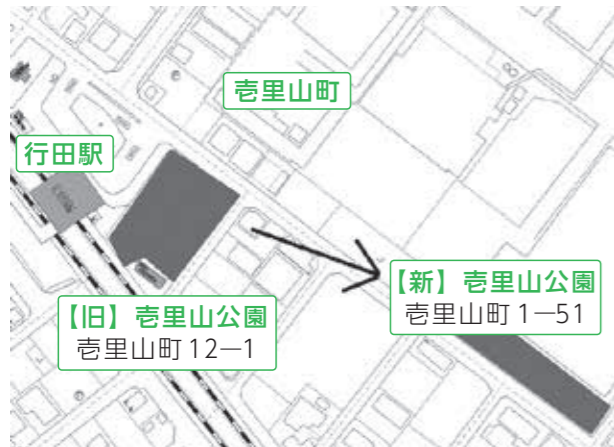
▶問い合わせ 同課企画政策担当(内線309)

指定緊急避難場所の 壱里山公園が移転しました

壱里山公園の移転整備工事が完了したことに伴い、指定緊急避難場所を次のとおり変更しました。

指定緊急避難場所とは、災害の危険から緊急的に避難し、身の安全を守るための場所です。災害の種類別(地震、洪水)に指定していますので、近くの指定緊急避難場所がどのような災害に対応しているのかを市ホームページや行田市民便利帳などで確認しておきましょう。

壱里山公園 【地震】使用可 【洪水】使用不可



▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

違反対象物の公表制度が 運用開始されます

消防法令に関する重大な違反のある防火対象物について、その法令違反の内容を公表することにより、利用者らの防火安全に対する認識を高めて火災被害の軽減を図るとともに、防火対象物の関係者による防火管理業務の適正化および消防用設備などの適正な設置促進を目的とした制度です。

▶公表の対象となる建物 飲食店や物品販売店、旅館などの不特定多数の方が利用する建物、社会福祉施設や児童福祉施設などの1人で避難することが困難な方が利用する建物です。

▶重大な消防法令違反 消防法令などによって定める基準に従って設置しなければならない屋内消火栓設備、スプリンクラー設備または自動火災報知設備について、設置義務があるにもかかわらず、当該設備(消防法令の規定による代替となる設備を含む)が設置されていないもの

▶公表の方法 市ホームページに掲載

▶公表する内容 対象物名称、所在地、法令違反の内容、その他必要事項など

▶問い合わせ 消防本部予防課☎550-2121

防災行政無線定時放送の メロディーを変更しました

4月1日に、防災行政無線から午後5時に流れる夕方のメロディーを変更しました。変更後は、TBSテレビ日曜劇場『陸王』の劇中歌であった「ジュピター」の原曲である「木星」を放送します。

月	変更前	変更後
4~9月	夕焼け小焼け	木星
10~3月	ふるさと	

※市では、防災行政無線の機器が正常に作動することを確認するため、毎日1回夕方5時に定時放送を実施しています。ご理解とご協力をお願いします。

▶問い合わせ 防災安全課防災担当(内線282)

点検していますか 住宅用火災警報器

就寝中に発生した火災による逃げ遅れを防ぐため、市では、平成23年6月1日から全ての住宅の寝室などへの住宅用火災警報器の設置が義務となりました。

設置義務化後、早期に設置した家庭では、設置から6年以上が経過しています。機器によっては、経年劣化による電池切れなどの機能障害が発生し、正常に機能しない可能性があります。そのため、日頃から「点検」と「お手入れ」をすることをお勧めします。

▶点検頻度 1カ月に1度を目安に居住者自ら点検を行ってください。

▶点検方法 点検ボタンを押す、または引きひもを引くことで点検(点検音が鳴ります)することができます。※機種により異なるため、取扱説明書で確認してください。



作動しない場合

機能不良の可能性がありますので、取扱説明書に記載されている問い合わせ先に連絡するか、新しい住宅用火災警報器との交換をお勧めします。

▶手入れ方法 感知部にほこりなどが付着すると火災を感知しにくくなりますので、定期的には中性洗剤に浸して十分に絞った布で汚れを拭き取ってください。

▶問い合わせ 消防本部予防課☎550-2121

運転免許証自主返納者支援制度を活用ください

市では、自主的に運転免許証を返納した方に、タクシー利用券を交付しています。

▶対象 市内に居住し、かつ住民登録している方で、公安委員会発行の「運転経歴証明書」をお持ちの方(行田市福祉タクシーの登録を行っている方は対象外)

▶内容 初乗り運賃相当額(上限730円)のタクシー利用券(1年度分24枚つづり)を交付します。

▶申請に必要なもの

- 運転経歴証明書の写し
- 印鑑(朱肉を必要とするもの)
- 代理人が申請する場合、代理人の身分が証明できるもの

▶申請場所 防災安全課

▶その他 運転経歴証明書については、運転免許センター(☎543-2001)または行田警察署(☎553-0110)へ問い合わせください。

▶問い合わせ 同課交通担当(内線284)

4月から自転車損害保険加入が 義務化されました

全国各地で自転車事故による高額賠償請求事例が多発しており、被害者の救済と加害者の費用負担が問題になっています。こうした状況の中で、県では「埼玉県自転車の安全な利用の促進に関する条例」を改正し、自転車利用者などに対する自転車損害保険への加入を義務付けるとともに、学校や職場などにおける保険加入確認を努力義務にしました。

万一の事態に備え、加入状況を確認しましょう。自転車本体が損害保険に加入している場合(TSマーク)もありますので、重複加入にご注意ください。なお、詳細は県ホームページをご確認ください。※行田市交通災害共済は、自転車損害保険ではありませんので、ご注意ください。

▶問い合わせ 防災安全課交通担当(内線284)

行田市デマンドタクシーの指定乗降場所を更新しました

市では、市内循環バスなどの停留所までの移動が困難な75歳以上の高齢者および障害をお持ちの方の移動手段を確保するため、平成29年度から「行田市デマンドタクシー事業」を実施しています。このたび、4月1日付けで指定乗降場所の更新を行いました。追加・廃止となった指定乗降場所は、次のとおりです。

なお、4月1日からは、廃止となった指定乗降場所でデマンドタクシーの利用はできませんのでご注意ください。

行田市デマンドタクシー事業指定乗降場所更新(追加・廃止)一覧

《追加》4月1日から指定乗降場所として利用できます。

A 医療機関・調剤薬局		E 商業施設・店舗など		E 商業施設・店舗など	
A-74	薬局アポック 行田店	E-37	宮脇書店 行田店	E-59	さくら理容室
A-75	行田駅前薬局	E-38	中国菜館 福龍	E-60	HAIR SHOP YOU-1
A-76	土橋薬局	E-39	榎本理容所	E-61	パーバー ヨシイケ
A-77	フレンド薬局	E-40	理容 斉盛軒	E-62	いりそ理容館
A-78	ふじみ薬局	E-41	パリーシャン理容室	E-63	カットサロン・ロード
A-79	さくらヶ丘調剤薬局	E-42	理容 タカハシ	E-64	ヘアーサロン・アイ
A-80	加村薬局	E-43	理容室 マルヤマ	E-65	行田パーバー
A-81	フジイ薬局	E-44	アサノ理容室	E-66	髪業師
A-82	パルシィー薬局	E-45	ヘアーサロン 清水	E-67	ヘアーサロン・エリカワ
A-83	大島薬局	E-46	たかの理容店	E-68	理容 ふくしま
A-84	ミキ薬局 埼玉行田店	E-47	理容室 ヤング	E-69	サクライ理容所
B 鍼灸・接骨・整骨・指圧院		E-48	理容 えりかわ	E-70	理容 やまがた
B-22	クボタ指圧院	E-49	理容 サワダ	E-71	理容 さいとう
D 福祉関連施設(障害者)		E-50	ヘアーサロン いまい	E-72	床屋 貴公子
D-31	グループホーム ルーチェ	E-51	理容室 まちだ	E-73	エアー セントラーレ
E 商業施設・店舗など		E-52	ヘアーサロン KID	E-74	モードヘアー 大塚
E-31	美容室 サン・ルージュ	E-53	ヘアーサロン オオヌマ	E-75	ヘアーサロン なかじま
E-32	旭工業(株)	E-54	笑楽理容店		
E-33	ベルヴィ アイトピア	E-55	田端理容所		
E-34	マルサン洋品店	E-56	ヘアーサロン サカネ		
E-35	サカタメガネ 本店	E-57	坂根理容館		
E-36	サカタメガネ 壱里山店	E-58	渡辺理容室		

《廃止》4月1日から指定乗降場所として利用できません。

A 医療機関・調剤薬局	
A-16	こばやし小児科・内科
A-21	高梨医院
A-29	松岡小児科医院
A-64	藤村歯科医院

▶問い合わせ 地域づくり支援課暮らし安心担当(内線252)

【指定医療機関以外（市外）で受診する場合】

4月1日以降に受けた検査が助成対象です。

- ①医療機関で検査を受け、検査費用を全額支払ってください。
- ②印鑑（朱肉を使用するもの）、預金通帳、検査結果表（原本）、人間ドックなどの領収書の原本、保険証、特定健康診査受診券（40歳以上の方、人間ドック・併診ドックの場合のみ）を持参の上、受検日から3カ月以内に申請してください。なお、やむを得ない理由により、3カ月以内に申請できない場合には、保険年金課までご連絡ください。
※助成には、市で定める検査項目を満たすことが必要です。なお、領収書と検査結果表は、写しを取らせていただきます。
※再度、質問票に記入していただくことがあります。
- ③後日、助成額を指定の口座に振り込みます。

▶検査項目

- 【人間ドック】** 初診検査、血液一般検査（貧血・血液病など）、血液生化学検査（肝機能・腎機能・循環器機能）、尿検査（腎機能・肝機能・糖尿病）、便検査（消化器機能）、レントゲン検査（胸部・食道・胃）、心電図検査（循環器機能）、超音波検査
- 【脳ドック】** 問診、血圧測定、MRI、MRA
- 【併診ドック】** 人間ドックと脳ドックを合わせた検査項目

▶指定医療機関（市内）

人間ドック	医療機関名	所在地	電話番号
	いわね内科クリニック	佐間2-16-31	554-1313
	(医)川島胃腸科	佐間1-18-39	553-0001
	行田協立診療所	本丸18-3	556-4581
	(医)壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111
	(医)行田中央総合病院健康管理センター	富士見町2-17-17	553-2426
	(医)栗原医院	本丸11-35	556-2272
	ハピネス診療所	長野7296-1	559-0082
	松原医院	長野1-31-10	553-6700
	やまかわ内科クリニック	壱里山町18-6マルオカビル2階	564-1488

脳ドック	医療機関名	所在地	電話番号
	(医)石井クリニック	下忍1089-1	555-3519
	(医)壮幸会行田総合病院	持田376	552-1111
	(医)行田中央総合病院健康管理センター	富士見町2-17-17	553-2426

※休診日などは医療機関へご確認ください。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271・272)または医療担当(内線226)

認知症サポーター養成講座を受講してみませんか

- ▶日時** 4月24日(木)午後1時30分～3時
- ▶場所** 忍・行田公民館会議室
- ▶内容** 認知症についての基本的な知識、認知症の方への適切な対応方法、相談機関などを学ぶ
- ▶定員** 20人(先着順)
- ▶受講料** 無料
- ▶持ち物** 筆記用具
- ▶その他** 受講終了後にはサポーターの証として、「オレンジリング」と「埼玉県認知症サポーター証」をお渡しします。
- ▶申し込み** 4月2日(月)から直接または電話で地域包括支援センター緑風苑(須加1529) ☎557-3611(月～金曜日)
- ▶記事に関する問い合わせ** 高齢者福祉課地域包括ケア担当(内線278)

心臓病児童手術見舞金をご利用ください

- 市では、心臓疾患のあるお子さんが手術を受けた場合に、見舞金を支給しています。
- ▶対象** 行田市に1年以上住民登録があり、18歳未満のお子さんを養育している保護者
- ▶支給額** 200,000円
- ▶申請方法** 子ども未来課で配布している申請書類に必要事項を記入の上、申請してください。
- ▶提出書類**
 - ・心臓病手術見舞金支給申請書
 - ・医師の診断書(病名・手術の年月日が記載されているもの)
- ▶問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

**平成30年度
人間ドック・脳ドック検査料を助成します**

▶対象 4月1日以降に受検した方で、いずれも次の条件をすべて満たしている方

【行田市国民健康保険】

- ・行田市国民健康保険の被保険者で、ドック受検日現在、加入してから4カ月以上経過している方
- ・ドック受検日現在、満35歳以上の方
- ・国民健康保険税が課税されていて、国保税を完納している世帯の方

【後期高齢者医療保険】

- ・埼玉県後期高齢者医療保険の被保険者で、市内に住所を有する方
- ・後期高齢者医療保険料を完納している方

▶検査種別 人間ドック、脳ドックおよび併診ドック（後期高齢者医療保険の方も同様となります）

※検査項目は全て受検してください。

※人間ドック・併診ドックと特定健康診査は、選択制です。誤って両方を受けてしまった場合、特定健康診査の費用(9,482円～12,560円)を返還していただきます。

▶助成金額

【指定医療機関（市内）の場合】

種類	検査料	助成金	自己負担額
人間ドック	39,960円	28,000円	11,960円
脳ドック	医療機関が定める額	20,000円	検査料から20,000円を控除した額
併診ドック	医療機関が定める額	40,000円	検査料から40,000円を控除した額

【指定医療機関以外（市外）の場合】

種類	検査料	助成金
人間ドック	医療機関が定める額	28,000円
脳ドック	医療機関が定める額	20,000円
併診ドック	医療機関が定める額	40,000円



※食道・胃の検査は、バリウムによるレントゲン検査もしくは胃カメラの選択となります。（詳細は各医療機関に問い合わせください）

※検査内容によっては、別途追加料金が発生する場合がありますので、医療機関にご確認ください。

※人間ドックと脳ドックを同じ医療機関で同時に受検する場合は、併診ドック扱いとなります。

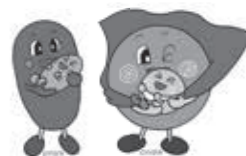
※人間ドックおよび脳ドックを別々に受検する場合でも併診ドック扱いとなり、助成金額は40,000円が上限となります。

※検査費用が助成金額を下回った場合は、検査費用が助成の上限額となります。

▶申込方法

【指定医療機関で受検する場合】

- ①受検する指定医療機関に予約してください。
- ②保険年金課で申請書を記入・提出の上、承認決定通知書を受け取ってください。
※申請の際には印鑑（朱肉を使用するもの）、保険証、特定健康診査受診券（40歳以上の方、人間ドック・併診ドックの場合のみ）をご持参ください。事前申請が必要です。
- ③予約した日に保険証と承認決定通知書を持参し、検査を受けてください。当日は、自己負担額を医療機関にお支払いください。
※人間ドックと脳ドックを別々に受検する場合、後日受検した検査の助成については、印鑑（朱肉を使用するもの）、預金通帳、検査結果表（原本）、人間ドックなどの領収書の原本、保険証、特定健康診査受診券（40歳以上の方、人間ドック・併診ドックの場合のみ）を持参の上、受検日から3カ月以内に申請してください。なお、やむを得ない理由により、3カ月以内に申請できない場合には、保険年金課までご連絡ください。



平成30年度 第18回子育てサポーター養成講座の受講生を募集します

講座で身に付けた知識や経験を地域の子育て活動に、また、ご自身の子育てに生かしませんか。この研修を受講した方は、子育てサロンスタッフや行田市ファミリー・サポート・センターの会員として地域で活躍しています。「子育てサポーターとして、子育てに不安を抱えている方を応援したい」という方は、ぜひご応募ください。

日時	場所	内容	講師
5月22日(火) 午前10時～11時45分	中央公民館第1学習室 〔みらい〕内	・開講式 ・開講記念講演「ものづくり、人づくり」	赤松明さん (ものづくり大学学長)
5月29日(火) 午前10時～11時30分		講義「今日的子育て事情について」	清水隆さん (埼玉県総合教育センター職員)
6月5日(火) 午前10時～11時30分		講義「食べることは生きること」	築地弥生さん (埼玉県家庭教育振興協議会会長)
6月12日(火) 午前10時～11時30分	〔みらい〕文化ホール	講義・実技「子育て相談(訪問および来訪)時のサポーターとしての心得」	市村彰英さん (埼玉県立大学社会福祉子ども学科教授)
6月19日(火) 午前10時～11時30分		公開講座「なかよし絆コンサート」	出演：なかよし音楽隊
6月26日(火) 午前10時～11時30分	〔行田グリーンアリーナ〕 研修室	講義・実技「こどもの救急対応」	消防署職員
7月3日(火) 午前10時～正午	中央公民館第1学習室 〔みらい〕内	・講義「乳幼児期の成長発達」 ・交流会、閉講式	保健センター職員

- ▶対象 子育てサポーターまたは子育てサロンスタッフとしての基礎知識を学び、広く地域社会で貢献したいと願う子ども好きな方(年齢・性別を問いません)。
- ▶募集人数 100人(昨年度以前の修了者の再受講も可)
- ▶受講料 無料
- ▶持ち物 筆記用具、子育てサポータースタンプカード(平成29年度修了者のみ)
- ▶その他 5回出席した方を修了者として認定します。
- ▶主催 行田市教育委員会、行田市社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田
- ▶共催 埼玉県家庭教育振興協議会
- ▶申し込み 各公民館をはじめ、ひとつくり支援課、行田市社会福祉協議会、NPO法人子育てネット行田事務局などで配布している所定の申込書に必要事項を記入の上、5月16日(火)までに持参、郵送、FAXのいずれかの方法で申し込みください。
 - ・ひとつくり支援課【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20【FAX】556-0770
 - ・行田市社会福祉協議会【持参・郵送】〒361-0002 行田市酒巻1737-1【FAX】557-5411
 - ・NPO法人子育てネット行田事務局【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間1-13-1【FAX】556-7765
- ▶問い合わせ 同課生涯学習担当 ☎556-8319、同協議会 ☎557-5400、同事務局 ☎556-7765

行田市指定文化財「旧忍町信用組合店舗」を公開します

水城公園東側園地に移築・改修・復原を行った行田市指定文化財「旧忍町信用組合店舗」を、一般公開します。ぜひ、ご来館ください。

- ▶日時 4月21日(土)・22日(日)午前10時～午後4時
- ▶入館料 無料
- ▶その他 事前申し込み不要
- ▶問い合わせ 文化財保護課文化財保護担当 ☎553-3581

お子さんの発達の悩みをご相談ください

教育研修センターでは、平成28年度から早期療育事業「ステップ教室」を開設しています。専門的な知識をもつ支援員が、発達の特性が気になるお子さんの個別療育や家族への支援を行います。利用した保護者からは「落ち着いて話が聞けるようになってきた」「友達と上手に話ができるようになってきた」などの感想をいただいています。発達や子育てでお悩みのことがありましたら、まずは電話でご相談ください。

- ▶受付時間 午前8時30分～午後5時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶対象 就学前(年長)から小学1年生までの子どもやその保護者
- ▶問い合わせ 同センター ☎556-6458

- ▼手話とは 音声ではなく、手や指の動き、表情などを使って視覚で表す言語です。「障害者の権利に関する条約」や「障害者基本法」でも手話は言語であるとされています。
- ▼市の責務 手話に対する理解や手話の普及を計画的に進めるための方針を策定し、手話を利用しやすい環境の整備を進めます。
- ▼市民の役割 市が実施する各種施策にご協力ください。
- ▼事業者の役割 市民の役割に加え、ろう者が利用しやすいサービスの提供や働きやすい環境の整備に努めてください。
- ▼問い合わせ 福祉課障害福祉担当 (内線266)

行田市手話言語条例が施行されます

行田市手話言語条例が平成29年12月の市議会で可決され、4月1日から施行されました。この条例は、手話は言語であるとの認識に立ち、誰もが人格と個性を尊重し、安心して幸せに暮らすことができる共生社会の実現を目指して手話の普及を図るものです。

行田市子ども未来審議会の委員を募集します

市では、行田市子ども・子育て会議と行田市児童福祉審議会の機能を備えた新たな審議会「行田市子ども未来審議会」を設置しました。行田市子ども未来審議会は、市民の皆さんや子ども・子育てに関係する機関の皆さんが委員として出席し、児童の福祉や子ども・子育て支援に関して調査審議するとともに、意見を聞くことを目的に開催します。このたび、行田市子ども未来審議会委員を募集しますので、ぜひご応募ください。

- ▶応募資格 次の全てに該当する方
 - ・市内在住の満20歳以上の方で、平日の日中に開催する会議(年4回程度)に出席できる方
 - ・児童福祉や子ども・子育て支援に関心をお持ちの方
 ただし、次に該当する方は応募できません。
 - (1)応募日現在、本市の他の審議会などの委員となっている方
 - (2)市職員および市議会議員
- ▶募集人数 3人
- ▶任期 委嘱の日から2年
- ▶応募方法 住所、氏名、年齢、性別、電話番号、勤務先(または学校名)、本市の児童福祉や子ども・子育て支援についての考え(800字程度)を記入した書類(様式自由)を、5月11日(金)(必着)までに持参または郵送により提出してください。【持参・郵送】〒361-8601 行田市本丸2-5 行田市子ども未来課
- ▶選考方法 書類選考の上、結果は応募者全員に通知します。
- ▶問い合わせ 同課子ども未来担当(内線262)

ひとりがかかえこまないで いじめそうだんホットライン開設中

「いじめを受けてつらい」と感じていたら、すぐに「いじめそうだんホットライン」をご利用ください。お子さんだけでなく、保護者からの相談も受けています。

- ▶電話番号 0120-279-874
- ▶利用時間 午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶Eメールアドレス yuuki@city.gyoda.lg.jp
- ▶対象 小・中学生およびその保護者など
- ▶問い合わせ 教育研修センター ☎556-6458

行田市家庭教育支援チームが文部科学大臣表彰を受けました



文部科学大臣表彰の受賞を工藤市長に報告する行田市家庭教育支援チーム

特定非営利活動法人子育てネット行田(島田ユミ子代表理事)が、特色ある優れた活動を行っている家庭教育支援チームとして文部科学大臣表彰を受けました。この表彰規定は平成29年度に始まった制度であり、県内で初めての表彰団体となります。

「家庭教育支援チーム」は、全ての保護者が安心して家庭教育を行えるように、地域において保護者への支援を行っている団体です。同法人は、行田市家庭教育支援チームとして平成12年度から活動をスタート。年間を通じて「子育てサロン」を開催し、参加者同士で交流を図ることができる遊びの提供や、子育て相談を実施しています。また、教育委員会や社会福祉協議会などと連携しながら、地域ぐるみで子育てを支援する人材を育成するため、「子育てサポーター養成講座」を開催する他、「ブックスタート」の実施、行田市子育て支援センター「きっずプラザあおい」、「つどいの広場」の運営など、総合的な子育て支援・家庭教育支援活動を実施しています。

- ▶問い合わせ ひとつくり支援課生涯学習担当 ☎556-8319

平成30年度 行田市男女共同参画推進事業所を募集します

男女が共同して参画することができる職場づくりに積極的に取り組んでいる事業所を表彰します。皆さんの応募または推薦をお待ちしています。

- ▶**対象** 次のいずれかの取り組みを行っている市内に所在する事業所(国、地方公共団体などを除く)
- (1)女性労働者の能力発揮を促進し、その活用を図る積極的な取り組みを推進している事業所
例)・女性の管理職への積極的な登用
・女性従業員の資格取得支援(教育訓練・研修など)
・パート社員の処遇改善、正社員への登用
・企画・立案などに女性も積極的に参加している
 - (2)仕事と家庭生活その他の活動との両立を支援するための制度を制定し、積極的に活用している事業所
例)・妊娠・出産・育児・介護の制度を周知し、利用しやすい雰囲気づくりをしている
・産前・産後休暇制度が活用されている
・育児・介護を行うために在宅勤務、フレックスタイムなどの柔軟な勤務体制がとられている
・ノー残業デーや定時帰宅奨励制度
 - (3)男女が共同して参画できる職場づくりに向けて積

極的に取り組んでいる事業所
例)・セクシャル・ハラスメント防止のための周知や研修などを行っている
・男女がともに活躍しやすい環境とするための施設・設備の整備・改善を行っている

- ▶**提出方法** 5月18日(金)までにVIVAぎょうだで配布している応募・推薦用紙(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、持参、郵送、Eメールのいずれかの方法で提出してください。
※月曜日休館
【持参・郵送】〒361-0032 行田市佐間3-23-6 行田市男女共同参画推進センター「VIVAぎょうだ」
【Eメール】viva@city.gyoda.lg.jp
- ▶**選考方法** 行田市男女共同参画推進審議会の意見を聴取し、審議の上、決定します。
- ▶**表彰・公表** 行田市男女共同参画フォーラムで表彰式を行う予定です。また、男女共同参画情報紙などで公表します。
- ▶**問い合わせ** VIVAぎょうだ ☎556-9301

縦覧・閲覧制度を利用して固定資産の確認ができます

固定資産税の納税に先立ち、「縦覧帳簿の縦覧」や「固定資産課税台帳の閲覧」によって、固定資産の内容を確認することができます。

縦覧帳簿の縦覧

土地または家屋に固定資産税が課税されている方は、縦覧帳簿で市内の土地または家屋の価格を縦覧することができます。

- ▶**日時** 4月1日(日)～5月31日(土)(土曜日、祝日を除く)
【月～金曜日】午前8時30分～午後5時15分
【日曜日】午前8時30分～正午
- ▶**場所** 税務課資産税担当

固定資産課税台帳の閲覧

固定資産税の納税義務者は、4月1日から平成30年度課税台帳を閲覧し、所有する固定資産の課税内容を確認することができます。

また、借地および借家人も、賃借権などの目的である固定資産に限って閲覧することができますが、賃貸借契約書などの確認を必要とします。詳しくは同課まで問い合わせください。

▶**お願い** 縦覧および閲覧ができる方かどうかを確認するため、運転免許証や健康保険証など本人確認ができるものを持参してください。また、代理の方が来る場合には、委任状なども併せて持参してください。

- ▶**問い合わせ** 同課資産税担当(内線233・234)

区域変更(案)に対する市民意見募集(パブリックコメント)を行います

市では、地域活性化に資する産業系の土地利用を実現するために市街化調整区域を含めた市内全域を対象とする総合的なまちづくりを進めています。このたび、新たな産業系土地利用を進めるため、土地利用の見込みのない土地を指定区域から廃止する区域変更案がまとまりましたので、市民の皆さんから広く意見を募集します。

都市計画法第34条第12号「行田市開発許可等の基準に関する条例第5条第1項第1号」の区域変更(案)

- ▶**意見募集期間・閲覧期間** 4月13日(金)～5月14日(月)
- ▶**閲覧方法** 建築開発課、市政情報コーナー、南河原支所※市ホームページから閲覧可
- ▶**提出方法** 住所、氏名、電話番号を明記(様式自由)の上、持参、郵送、FAX、Eメールのいずれかの方法で提出してください。【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市建築開発課【FAX】553-4544【Eメール】k-kaihatu@city.gyoda.lg.jp
- ▶**その他**
- ・提出された意見は個人を特定できないよう編集し、概要を公表します。また、意見に基づいて修正した場合は、その内容を公表します。なお、個別に回答はしませんのでご了承ください。
 - ・電話や口頭での受け付けはできません。
- ▶**問い合わせ** 同課開発指導担当 ☎550-1551

ひとり親家庭の資格取得や講座受講に掛かる費用を補助します

市では、ひとり親家庭の経済的な自立や生活の安定を支援するため、就職に結び付く可能性がある資格の受講費用の一部を支給する「母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業」や、専門学校などの養成機関で修業している期間の生活の負担軽減を目的とした「母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業」を実施しています。

また、平成30年度からは、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、安定した雇用につなげていくことを目的とした「高等学校卒業程度認定試験合格支援事業」を実施します。

事業を受けるためには、事前相談が必要となりますので、子ども未来課にご相談ください。

母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業

- ▶**対象**
- 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方
- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・当該教育訓練を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
 - ・過去に母子家庭等自立支援教育訓練給付金の支給を受けたことがない方

▶**対象講座**

雇用保険制度の一般教育訓練給付の指定教育訓練講座※詳細は厚生労働省ホームページ(http://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/T_K_kouza)をご覧ください。

- ▶**支給額**
- ①雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができない方…受講費用の6割(上限20万円。受講費用の6割相当額が12,000円を超えない場合は対象外)
 - ②雇用保険制度の一般教育訓練給付金の支給を受けることができる方…「①の額」から「雇用保険制度より支給される一般教育訓練給付金の額」を差し引いた額

母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業

- ▶**対象**
- 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育している母子家庭の母または父子家庭の父で、次の全ての条件に該当する方
- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・養成機関で1年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる方(上限3年間)
 - ・就業または育児と修業との両立が困難であると認められる方
 - ・過去に母子家庭等高等技能訓練促進費等給付金事業の支給を受けたことがない方

- ▶**対象となる資格**
- 看護師、准看護師、保育士、介護福祉士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、製菓衛生師、調理師など
- ▶**支給額**
- ・市民税非課税世帯…月額100,000円
 - ・市民税課税世帯…月額70,500円
- ※養成機関修了後、「修了支援一時金」として市町村民税非課税世帯には50,000円、市民税課税世帯には25,000円支給します。

ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

高等学校卒業程度認定試験に合格するための講座(通信講座を含む)を受け、修了した時および合格したときに受講費用の一部を支給します。

- ▶**対象**
- 市内に住所を有する20歳未満のお子さんを養育しているひとり親家庭の母または父およびその子ども(20歳未満)で、次の要件の全てを満たす方
- ・児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある方
 - ・当該支援事業を受けることが適職に就くために必要であると認められる方
- ※高等学校卒業者など大学入学資格を取得している方は対象外

▶**対象講座**

高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す講座(通信制講座を含む)

※高等学校卒業程度認定試験の試験科目の免除を受けるために高等学校に在籍して単位を修得する講座を受け、高等学校等就学支援金制度の支給対象となる場合は対象外となります。

- ▶**支給額**
- 受講費用の60%相当額(最大15万円)
- ・受講修了時給付金：受講費用の20%(上限10万円)
 - ・合格時給付金：受講費用の40%(受講修了時給付金と合わせて上限15万円)
- ※合格時給付金は、受講修了日から起算して2年以内に高等学校卒業程度認定試験の全科目合格した場合に支給します。

- ▶**問い合わせ** 同課給付担当(内線292)

行田観光ボランティア会員を募集します

行田観光ボランティア会では、観光客の皆さんに本市の魅力を紹介する「観光ボランティア会員」を募集しています。入会した方には、勉強会を予定していますので、興味のある方は気軽に問い合わせください。一緒に歴史を学びながら、本市の観光を盛り上げてみませんか。

▶ **申し込み・問い合わせ** 行田市観光協会(商工観光課内・内線382)



さきたま古墳公園でガイドを行う観光ボランティア会員

収蔵品展「忍城図の世界」

郷土博物館が収蔵する忍城の城絵図を中心に、歴史とともに変わりゆく忍城の姿を紹介します。

- ▶ **期間** 4月21日(土)～6月3日(日)
- ▶ **会期中の休館日** 4月30日を除く月曜日、4月27日(金)、5月25日(金)
- ▶ **開館時間** 午前9時～午後4時30分(入館は午後4時まで)
- ▶ **場所** 同館企画展示室
- ▶ **入館料** 【大人】200円【大学・高校生】100円【小・中学生】50円 ※団体割引あり
- ▶ **問い合わせ** 同館 ☎554-5911



文政六年忍城図

行田クイズ

【問題】 関東の石舞台とも呼ばれ、奈良県の石舞台古墳のような横穴式石室をもつ古墳はどれですか。

- ア. 八幡山古墳
- イ. 鉄砲山古墳
- ウ. 愛宕山古墳



石室内の様子

先月号のクイズの答え

【答え】 イ. 成就院

成就院三重塔は、享保14年(1729)に建立されたもので、昭和56年(1981)～57年(1982)に解体復原工事を実施し、現在に至っています。塔内には、忍城主阿部豊後守忠秋より拝領と伝えられる葉衣観世音菩薩が本尊として安置されています。

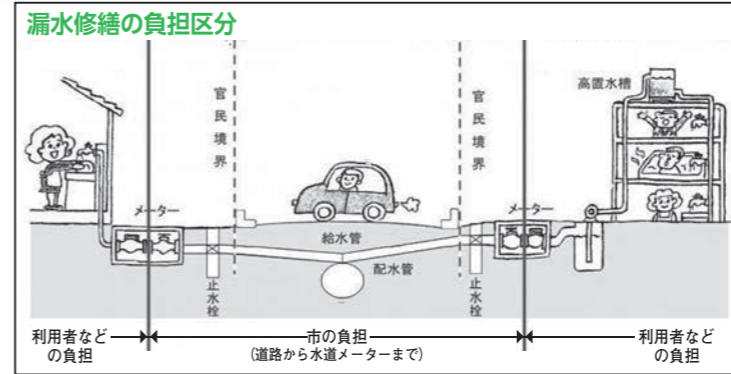
▶ **問い合わせ** 商工観光課観光担当(内線389)

第33回さきたま火祭り

- ▶ **日時** 5月4日(金)午前10時～午後8時
- ▶ **場所** さきたま古墳公園
- ▶ **内容** 採火行列、れん台行列、古代住居への点火、御神火降り、スターマイン(打ち上げ花火)、フリーマーケット、物産展、その他催し物(火祭り会場)など
- ▶ **無料バスの運行**
 - ・ JR北鴻巣駅～セブンイレブン行田さきたま古墳前店
 - ・ 古代蓮の里～古墳公園南入口
- ※いずれも運行時間は午前9時～午後9時
- ▶ **市内循環バス(臨時)** セブンイレブン行田さきたま古墳前店～JR行田駅(午後8時40分最終便)
- ▶ **その他**
 - ・ 駐車台数には限りがあります。乗り合わせや公共交通機関の利用など、台数の削減にご協力ください。なお、会場周辺での路上駐車は、近隣住民の迷惑となりますので絶対にしないでください。
 - ・ たいまつ行列一般参加者を募集します(先着30人)。
- ▶ **申し込み・問い合わせ** さきたま火祭り実行委員会事務局(埼玉公民館内) ☎559-0047(月曜日を除く午前9時～午後5時)

給水装置の漏水修繕の負担区分を見直します

4月1日から、給水装置の漏水修繕の負担区分を見直します。これにより、配水管から水道メーターまでの漏水は市の負担で修繕します。



- ▶ **注意**
 - 市の負担区分の漏水は、水道課へご連絡ください。
 - 市の負担区分内であっても、利用者などの費用負担となる場合があります。
 - ・ 故意または過失による給水装置の破損による修繕

- ・ 民地内の漏水修繕で、支障となる植栽や庭石、構造物などの移設や撤去に要する費用
- ・ 民地内の漏水修繕で、アスファルト・モルタル・コンクリートを除く、タイルなどの特殊な舗装の復旧に要する費用
- 利用者などの負担区分内の漏水修繕は、従来どおり行田市指定給水装置工事業者に依頼してください。
- アパートや、受水槽がある場合など、負担区分に一部例外がありますので、詳しくは水道課まで問い合わせください。
- ▶ **問い合わせ** 同課業務担当 ☎553-0131

創業や第二創業、事業承継の際に活用できる補助金の申請を受け付けます

地域経済の活性化と空き店舗などの有効活用、定住促進を図るため、市内で新たに創業しようとする方や事業承継、第二創業を行う事業者の皆さんへの支援策である補助金の受け付けを開始します。

名称	内容	交付率	交付限度額
行田市起業家支援事業助成金	市内の空き店舗や空き蔵などを賃貸借して新たに事業を開始する場合に家賃および店舗の改修に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】家賃50,000円/月 改修500,000円 (店舗および事務所) ※家賃補助は最長36カ月 ※改修費は市内業者の施行が対象 ※消費税を除く
行田市Uターン創業支援事業補助金	市内居住歴10年以上の方が市外で1年以上居住した後、市内の空き家などを賃貸借して事業を開始する場合に家賃および店舗の改修や設備に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】家賃50,000円/月 改修500,000円 設備500,000円 ※家賃補助は最長36カ月 ※改修費は市内業者の施工が対象 ※消費税を除く
行田市小規模事業者事業承継支援事業補助金	事業承継後3年以内の方が市内の店舗の改装などを行った場合に改修や設備に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】改修500,000円 設備500,000円 ※改修費は市内業者の施工が対象 ※消費税を除く
行田市小規模事業者第二創業等支援事業補助金	市内の事業者が事業転換や新事業および新分野への進出を図る場合に店舗の改修や設備に掛かる費用の一部を補助	2分の1	【上限】改修500,000円 設備500,000円 ※改修費は市内業者の施工が対象 ※消費税を除く

▶ **受付開始日** 4月2日(月)

- ▶ **注意**
 - ・ 申請にあたってはそれぞれ条件が異なりますので、詳しくは担当まで問い合わせください。
 - ・ 年度途中でも予算に達した場合は、受け付けを終了します。
 - ・ 過去に起業家支援事業助成金などの交付を受けている方は申請できません。

▶ **問い合わせ** 商工観光課商工振興担当(内線383)

地球にやさしい行田エコタウン

～各種補助金を支給します～

次の各補助金は、いずれも予算の範囲内での補助となりますので、予算額や補助予定数に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金申請状況は市ホームページで公開(週1回程度更新)します。

住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付します

- ▶対象
 - ・自らが居住する市内の住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方
 - ・市税の滞納がない方
 - ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
 - ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
 - ・市内業者との請負により設置する方
- ▶補助金額 1件につき8万円
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月2日(月)～平成31年2月12日(火)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している太陽光発電システムは補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。
- ▶補助予定数 30件(先着順)

住宅用高効率給湯器設置補助金を交付します

- ▶対象
 - ・自らが居住する市内の住宅に、未使用の補助対象給湯器を設置する方
 - ・市税の滞納がない方
 - ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
 - ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
- ▶補助対象給湯器および金額
 - 【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】1台につき2万円
 - 【燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)】1台につき5万円
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月2日(月)～平成31年2月12日(火)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している補助対象給湯器は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。
- ▶予算額 150万円(先着順)

住宅用蓄電池設置補助金を交付します

- ▶対象
 - ・自らが居住する市内の住宅に、未使用の蓄電池を設置する方
 - ・市税の滞納がない方
 - ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ▶補助金額 1件につき5万円
- ▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月2日(月)～平成31年2月12日(火)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している蓄電池は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。
- ▶補助予定数 10件(先着順)



▶問い合わせ 同課環境政策担当 ☎556—9530

近年、強風の際に太陽光発電設備のパネルが飛散、架台が落下・倒壊するなどの事故が発生しています。飛散したパネルが近隣住宅へ被害を与えた例もあります。万が一、他者に被害が及んだ場合には、刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。被害を未然に防ぐため、設備を有する家庭は、パネルや架台のボルトに緩みがないか、変形や破損はないかなどを定期的チェックするようお願いいたします。

自宅の太陽光発電設備は定期的にチェックしましょう

▼問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556—9530

市では環境の現状や環境に関する施策の進捗状況などを整理した「行田市環境報告書」を毎年度作成・公表しています。

この度、平成28年度の実績をまとめた平成29年度版「行田市環境報告書」を作成しました。次の場所で公表している他、市ホームページでも公開していますので、ぜひご利用ください。

▼公表場所 市政情報コーナー、南河原支所、中央公民館および各地域公民館

平成29年度版行田市環境報告書を公表しています

行田都市計画道路等が変更になりました

埼玉県が策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき、昨年度から進めてきた行田都市計画道路の見直し作業が終了し、次の都市計画が変更になりました。これにより、これまで建物の建築に課せられていた一定の建築規制が解除されるなど、建築できる建物の用途や建て方のルールが変更となります。なお、変更内容の詳細は、都市計画課または市ホームページで確認できます。

- 都市計画道路
 - 3・3・2号国道125号行田バイパス
 - 3・4・7号行田北口通荒木線
 - 3・4・5号行田市駅北口線
 - 3・5・11号行田駅通古墳群線
 - 3・4・6号昭和通線
 - 3・5・14号常盤通佐間線
 - 3・6・13号行田市駅前通北谷線
- 用途地域(谷郷地区、長野地区、桜町地区)
- 特別用途地区(桜町地区)
- 防火地域及び準防火地域(桜町地区)



▶問い合わせ 同課計画担当(内線5606)

2018 田んぼアート田植え参加者を募集します



ギネス世界記録®認定やTBSテレビ日曜劇場『陸王』とのコラボなど、毎年注目を集めている田んぼアートは今年で11年目を迎えます。「世界最大の田んぼアート」の田植えにぜひ参加ください。

絵柄部分を植える田植えボランティア募集

- ▶期 日 6月16日(土)
- ▶場 所 古代蓮会館東側の田んぼ
- ▶内 容 午前中3時間程度の田植え作業
- ▶応募資格 中学生以上の方※ボランティア活動証明を発行します。
- ▶参加費 無料
- ▶特典 収穫後に米をプレゼントします。

田植え体験一般参加者募集

- ▶期 日 6月17日(日)
- ▶場 所 古代蓮会館東側の田んぼ
- ▶内 容 午前中1時間程度の田植え体験
- ▶参加費 1人あたり1,000円(未就学児無料)
- ▶定 員 400人(先着順)
- ▶特 典 収穫後に米をプレゼントします。

- ▶申し込み 4月2日(月)～27日(金)に、電話、FAX、Eメールのいずれかの方法または直接事務局(農政課)に申し込みください。【FAX】556-4933 【Eメール】tanboard@city.gyoda.lg.jp
※FAXまたはEメールの場合は、住所、参加者全員の氏名、年齢、性別、電話番号を記入してください。
- ▶問い合わせ 田んぼアート米づくり体験事業推進協議会(農政課内・内線386)

各種相談 (4月15日～5月14日)

相 談	場 所	期 日	時 間	問い合わせ	
法律(予約制)	産業文化会館 2階会議室	4月24日(火) 5月10日(木)	※予約はその月の1日 から(土・日曜日、祝 日の場合は翌日)	午前9時20分～正午 午後1時40分～4時20分	地域づくり支援課 (内線252)
行政機関に対する 意見・要望	産業文化会館 2階会議室	4月16日(月)		午後1時30分～3時30分	
消費生活 多重債務	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)		午前9時30分～午後3時 30分	消費生活センター (内線495)
結婚	VIVAぎょうだ	5月6日(日)		午前10時～正午	NPO法人行田結婚 支援センター☎090 -2416-9692
相続、遺言、離婚、 日常生活の困り事	VIVAぎょうだ	5月9日(火)※予約制		午後1時～5時 (受け付けは午後4時まで)	埼玉県行政書士会埼玉 支部☎554-2702
夫婦関係・DVなど (予約制)	VIVAぎょうだ	毎週木・土曜日 ※各土曜日は市内在住の方を対象に電話 相談も受け付けます。		午後1時～4時 (電話相談は午後1時～2時)	VIVAぎょうだ ☎556-9301
内職	市役所	毎週月～金曜日(祝日を除く)		午前9時～午後5時	商工観光課 (内線383)
人権	きっずプラザ あおい	5月9日(火)		午後1時30分～3時30分	人権推進課 (内線221)
税務(予約制)	関東信越税理 士会行田支部 (市役所前)	毎週水曜日(祝日を除く)※予約受け付け は毎週月・水・金曜日(祝日を除く)の午前 10時30分～午後3時30分		午後1時～4時	関東信越税理士会 行田支部 ☎554-1411
夜間の納税相談	市役所	毎週火曜日(祝日を除く)		午後5時15分～7時	収納課 (内線236・237)
水道料金の 夜間納付	水道庁舎(前谷)	4月24日(火)、5月8日(火)		午後5時15分～7時	水道課 ☎553-0131

放射線量の測定値
・測定箇所 行田消防署本署地内 ・測定高 1メートル
3月18日(日) 午前9時 0.07マイクロシーベルト(晴れ) 午後3時 0.06マイクロシーベルト(晴れ)

合併処理浄化槽設置補助金を交付します

市では、河川の水質向上のため、し尿の他に台所や洗濯、風呂などの生活雑排水を合わせて処理する合併処理浄化槽への転換設置者に補助金を交付しています。補助金を希望する方は、内容を確認の上、手続きをしてください。なお、浄化槽処理区域は市ホームページに掲載していますので、必ずご確認ください。

▶手続きおよびスケジュール

実施時期	手続
4月2日～4月27日	事前申込書提出
5月上旬頃	公開抽選会および抽選結果通知(予算額を超える事前申し込みがあった場合に実施)
5月中旬頃～	浄化槽設置届、補助金交付申請書提出
6月上旬頃～	補助金交付決定通知(交付決定後に、設置工事に着手すること)

※環境課で配布している各種様式(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、直接同課へ提出してください。

▶対象

- ・単独浄化槽またはくみ取り便槽から転換して、環境配慮型の合併処理浄化槽を設置する方
- ・行田市生活排水処理基本計画における浄化槽処理区域で、主に住居を目的とした住宅(居住部分の床面積が全体の床面積の2分の1以上)にお住まいの方
- ・住宅を借りている場合、賃貸人から合併処理浄化槽の転換設置の承諾を得ている方

▶補助金額(設置費、処分費、配管費の合計額が補助金額)

区 分	交付金額	交付金額(※市内業者施工)	
設置費	5人槽	352,000円	372,000円
	7人槽	434,000円	454,000円
	10人槽	568,000円	588,000円
処分費	単独浄化槽	90,000円	
	くみ取り便槽	60,000円	
配管費	150,000円		

※浄化槽設備士が所属する設置工事業者が市内業者の場合、設置費に20,000円の上乗せ補助を行います。

▶その他

- ・環境配慮型の合併処理浄化槽を設置することが補助の条件です。
- ・新築などの建築確認申請を伴う場合は、補助の対象になりません。
- ・補助金の交付決定前に着工された場合、補助の対象になりません。
- ・原則として、既存の単独浄化槽またはくみ取り便槽を撤去し、適正に処分してください。
- ・予算の範囲内での補助になりますので、年度途中で終了する場合があります。
- ・保守点検や清掃の他に浄化槽法に定める法定検査(7条・11条)を必ず受けてください。

▶申し込み・問い合わせ 同課環境政策担当☎556-9530

▼問い合わせ 環境課環境業務担当
☎556-9530

さしあげます

▷ハムスター用ケージ ▷姿見 ▷バランスボール

ゆずってください

▷ノートパソコン ▷掃除機 ▷キックボード ▷
卓上用ミシン ▷大人用自転車 ▷炊飯器 ▷電子
レンジ ▷ラック(金属製) ▷キャットタワー ▷
キャットウオーク ▷芝刈り機(電動) ▷水槽

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は紹介制で、紹介後は個人間のやり取りとなります。また、やり取りは無料で登録期間は3カ月です。
なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、ご連絡ください。

不用品情報(無料)

早期不妊検査費助成事業の 対象医療機関が拡大します

早期不妊検査費助成事業は、これまで指定医療機関で実施した検査のみが対象となっていたが、4月1日から県内の医療機関66カ所を助成対象医療機関に指定し、新たに早期不妊検査費助成事業の対象としました。助成対象医療機関は県ホームページに掲載しています。年度途中でも追加されますので、随時、県ホームページをご確認ください。

在宅医療窓口

「病気があがるが、足が不自由で通院できない」「寝たきりの家族がいて床ずれが心配」などの相談があるとき

- ・在宅医療支援センター ☎553-2060
- ・相談時間 午前9時～午後5時
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

「歯科医院への通院が困難」「訪問歯科診療を行っている歯科医院が知りたい」などの相談があるとき

- ・在宅歯科医療推進窓口 ☎080-1391-8020
- ・相談時間 午前10時～午後3時（正午～午後1時を除く）
※土・日曜日、祝日、年末年始を除く

おとなの健康

健康相談(要申し込み)

- 日時** 4月16日(月)
※時間は申し込みの際にお知らせします。
- 場所** 保健センター
- 対象** 食事や運動、歯など健康に関する生活習慣について相談したい方
- その他** 随時、電話での相談も受け付けます。

こころの相談(要申し込み)

- 日時** 4月25日(水)
※時間は申し込みの際にお知らせします。
- 場所** 保健センター
- 対象** いつも不安、夜眠れない、生活のリズムが乱れている、自分の性格や人間関係に悩んでいるなど、心に悩みのある方
- その他** 随時、電話での相談も受け付けます。

高齢者肺炎球菌予防接種

対象 次の①または②に該当し、過去に高齢者肺炎球菌ワクチン「ニューモバックスNP」の接種を受けてない方

①	年齢	生年月日
	65歳	昭和28年4月2日～昭和29年4月1日生まれ
	70歳	昭和23年4月2日～昭和24年4月1日生まれ
	75歳	昭和18年4月2日～昭和19年4月1日生まれ
	80歳	昭和13年4月2日～昭和14年4月1日生まれ
	85歳	昭和8年4月2日～昭和9年4月1日生まれ
	90歳	昭和3年4月2日～昭和4年4月1日生まれ
	95歳	大正12年4月2日～大正13年4月1日生まれ
	100歳	大正7年4月2日～大正8年4月1日生まれ

②接種日現在、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓または呼吸器に重度の障害(身体障害者手帳1級程度)がある方、またはヒト免疫不全ウイルスにより免疫機能に障害がある方

接種期間 平成31年3月31日(日)まで
接種回数 1回
自己負担額 4,000円(生活保護世帯の方、特定中国残留邦人等で支援給付を受けている方の自己負担はありません)
※①の方はこの機会を逃すと、全額自費(8,000円程度)となります。

持ち物 健康保険証など生年月日・住所の確認ができるもの(生活保護世帯の方は受給証、特定中国残留邦人等で支援給付を受けている方は本人確認証)

※①の方は保健センターから送付されたクリーム色の案内文(A4サイズ)

※②の方は身体障害者手帳

- 注意**
- ・市外の医療機関で接種を希望される場合は、予約前に保健センターへご連絡ください。
 - ・この予防接種は強制的なものではありません。
 - ・必ず医療機関に予約をしてください。

予防接種実施医療機関

赤井胃腸科	553-2233	荒木医院	559-3102	池畑クリニック	556-2295	いわね内科クリニック	554-1313
加藤内科医院	556-3253	川島胃腸科	553-0001	河本耳鼻咽喉科	555-2626	行田岡田医院	557-2311
行田協立診療所	556-4581	壮幸会行田総合病院	552-1111	行田中央総合病院	553-3360	行田ふれあいクリニック	555-1155
栗原医院	556-2272	小林内科医院	552-0362	さかつめ内科医院	553-5202	さきたまクリニック	564-6620
田代医院	553-2351	根本医院	555-1261	野口産婦人科	556-4292	ハピネス診療所	559-0082
松原医院	553-6700	南川がんきクリニック	554-8835	やまかわ内科クリニック	564-1488	吉田記念山本クリニック	558-3507



保健案内

保健センター
長野2-3-17
TEL:553-0053
FAX:555-2551



子どもの予防接種

- 期間** 4月1日～平成31年3月31日のうち随時(年間を通じて接種可)
- 場所** ①市内委託医療機関(通知に同封します)
②県内の市外委託医療機関(かかりつけ医や里帰り先が市外にある方に限ります)
- 費用** 自己負担はありません。

種別	接種回数	定期接種年齢	通知対象
B型肝炎	3回	2カ月～1歳未満	
ヒブワクチン	1期初回(3回)※2 1期追加(1回)※2	2カ月～5歳未満	平成30年2月2日～平成31年2月1日生まれの方
小児用肺炎球菌	1期初回(3回)※2 1期追加(1回)※2	2カ月～5歳未満	・B型肝炎、ヒブワクチン、小児用肺炎球菌、四種混合、BCGをまとめて送付します。
四種混合(百日ぜき・ジフテリア・破傷風・ポリオ)	1期初回(3回) 1期追加(1回)	3カ月～7歳6カ月未満	・定期接種年齢が異なりますので、ご注意ください。
BCG	1回	3カ月～1歳未満	
麻しん・風しん混合(MR)	第1期(1回)	1～2歳未満	平成29年4月2日～平成30年4月1日生まれの方
水痘	初回(1回) 追加(1回)	1～3歳未満	・麻しん風しん混合(MR)、水ぼうそうをまとめて送付します。 ・定期接種年齢が異なりますので、ご注意ください。
麻しん・風しん混合(MR)	第2期(1回)	年長児(就学前の1年間)	平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれの方
日本脳炎	1期初回(2回)※1 1期追加(1回) 2期(1回)	※1 3～7歳6カ月未満 ※1 9～13歳未満	平成27年4月2日～平成28年4月1日生まれの方 平成21年4月2日～平成22年4月1日生まれの方
二種混合(ジフテリア・破傷風)	2期(1回)	11～13歳未満	平成19年4月2日～平成20年4月1日生まれの方
子宮頸がん予防ワクチン※3	3回	小学6年生相当女子(希望) 中学1年生相当～高校1年生相当女子	平成17年4月2日～平成18年4月1日生まれの方

※1日本脳炎予防接種については、次の生年月日の方は特例対象者です。接種時期に気を付けてください。

①平成10年4月2日～平成19年4月1日生まれ：20歳未満まで接種できます。

②平成19年4月2日～平成21年10月1日生まれ：第1期の未接種回数は、9歳～13歳未満の間に接種できます(7歳6カ月～9歳未満で接種した場合、自費になります)。

※2ヒブワクチンおよび小児用肺炎球菌予防接種について、接種開始年齢において接種回数が増えたり減りますので説明書をお読みください。

※3子宮頸がん予防ワクチンについて、現在、積極的勧奨を差し控えています。接種希望の方は、母子健康手帳を持参の上、保健センターまでお越しください。

※今年度対象者以外の方で、定期接種年齢内(予防接種制度で決められている)の未接種者は、早めに接種を済ませてください。予診票のない方は母子健康手帳を持参の上、保健センターまでお越しください。

※定期接種年齢を過ぎてしまうと、任意接種(自費)になりますのでご注意ください。

休日急患診療

休日や祝日の急な病気やけがのときは次の医療機関をご利用ください。

期日	医療機関名	電話番号
4月22日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
4月29日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
4月30日(月)	壮幸会行田総合病院	552-1111
5月3日(木)	壮幸会行田総合病院	552-1111
5月4日(金)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
5月5日(土)	壮幸会行田総合病院	552-1111
5月6日(日)	清幸会行田中央総合病院	553-2000
5月13日(日)	壮幸会行田総合病院	552-1111

診療時間 午前10時～午後5時

診療科目 内科、小児科、外科

※医療機関が変更されることがありますので、事前に問い合わせください。

#7119 (365日24時間対応)

病院に連れて行こうか迷ったときや受診できる医療機関を知りたいときの全国共通ダイヤルです。急な病気やけがに関して、看護師の相談員が医療機関を受診すべきかどうかなどをアドバイスしますので、判断に迷ったときは気軽にお電話ください。

※ダイヤル回線、IP電話、PHSの場合は☎048-824-4199

※受診できる医療機関の案内は、行田市消防署☎550-2123も対応しています。

子どもの健康

赤ちゃんクラス(申し込み不要)

日時 4月23日(月)午前10時～11時30分

対象 4カ月未満のお子さんとその保護者

内容 1カ月児健診が済んでから生後4カ月未満のお子さんの体重測定や育児相談です。友達づくりとしてもご利用ください。

離乳食(中期)教室(要申し込み)

日時 4月26日(休)午前10時30分～11時30分(午前10時15分から受け付け)

対象 7～8カ月のお子さんとその保護者

乳幼児相談(要申し込み)

日時 4月27日(金)午前9時30分～11時30分

対象 就学前のお子さんとその保護者

乳幼児健診など

事業名 4カ月児健診、離乳食(初期)教室、10カ月児相談、1歳6カ月児健診、2歳児歯科健診、3歳児健診

その他 対象者には通知します。転入されたお子さんで、前住所地で受診していない方は保健センターにご連絡ください。

※4カ月児健診は個別健診のため市内指定医療機関で、それ以外の健診は保健センターで行います。

利根導水50周年写真コンテスト

利根導水路事業は平成30年に管理50年という節目を迎えます。水の絆を未来へとつなげていくために、利根導水施設(利根大堰、武蔵水路、見沼代用水路など)にまつわる写真を募集します。詳細は利根導水総合事業所ホームページでご確認ください。

- ▶応募締め切り 6月29日(金)
- ▶問い合わせ 利根導水総合事業所 ☎557-1501

親子記者を募集します

- ▶期日 8月8日(水)～11日(土)
- ▶取材場所 長崎市内(原爆資料館など)
- ▶内容 長崎原爆犠牲者慰霊平和祈念式典への参加、平和に取り組む人などへの取材※取材記録や記事は事務局へ提出
- ▶対象 小学4年生～6年生とその保護者
- ▶募集人数 全国から18人(小学生1人とその保護者1人の9組) ※応募者多数の場合は抽選の上、決定者へ連絡します。
- ▶その他 長崎までの旅費を支給します。事前課題、滞在中の記事作成などの依頼あり。
- ▶応募方法 郵便番号、住所、参加者および保護者氏名(ふりがな)、性別、学年、学校名、電話番号(日中連絡可能なもの)、平和を願う一言メッセージを明記の上、5月7日(月)(当日必着)までにEメールで日本非核宣言自治体協議会(長崎市平和推進課) ※Eメールが送信できない場合に限り郵便での応募可【郵便】〒852-8117 長崎市平野町7-8【Eメール】info@nucfreejapan.com
- ▶申し込み・問い合わせ 同協議会事務局 ☎095-844-9923【ホームページ】http://www.nucfreejapan.com/

広報ビデオの貸し出しを行っています

市では、1年間の主な行事や出来事を収録した行田市広報ビデオ(DVD形式)を毎年作成しており、このたび平成29年度版が完成しました。このビデオは約25分で広報広聴課の他、市立図書館で借りることができます。ぜひご覧ください。

- ▶問い合わせ 同課広報広聴担当(内線318)

平成30年度第1回埼玉県警察官を募集します

- ▶受付期間 4月20日(金)まで
- ▶受験区分
 - 【Ⅰ類】すでに大学卒業または平成31年3月までに卒業見込みで昭和63年4月2日以降に生まれた方
 - 【Ⅱ類】短大・専修学校を卒業または平成31年3月までに卒業見込みで昭和63年4月2日から平成11年4月1日までに生まれた方
 - 【Ⅲ類】Ⅰ・Ⅱ類に該当しない昭和63年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた方
 ※その他、武道・体育指導卒などあり。詳細は埼玉県警察ホームページを参照してください。
- ▶採用予定人数
 - 【Ⅰ類】《男性》145人《女性》30人
 - 【Ⅱ類】《男性》10人《女性》4人
 - 【Ⅲ類】《男性》40人《女性》8人
- ▶第一次試験日 5月13日(日)
- ▶申し込み
 - 直接または電話で行田警察署(長野4195-1)
 - ※随時受験相談を実施しています。
- ▶問い合わせ 同署 ☎553-0110

北彩タウン情報 ～でかけませんか となりまち～

加須市

- 第9回加須市民平和祭でジャンボこいのぼり遊泳**
- ▶期日 5月3日(木)午前9時開会※悪天候の場合4日(金)に順延の場合あり
 - ▶場所 利根川河川敷緑地公園(加須市大越)
 - ▶内容 全長100メートル・重さ330キログラムの世界一大きい「ジャンボこいのぼり4世」が加須の大空を泳ぎます(1回目:午前11時30分、2回目:午後1時30分)。その他、平和式典、クラシックカーフェスタ、特産品の直売など。
 - ▶問い合わせ 加須市商業観光課 ☎0480-62-1111

羽生市

- キャッセクラフトビアフェスティバル&野外ライブ**
- ▶日時 4月29日(日)午前10時30分～午後3時30分
 - ▶場所 キャッセ羽生(羽生市三田ヶ谷1725)
 - ▶内容 関東近隣の地ビールが集結。ジャズなどの生演奏を聞きながら、ビールやグルメをお楽しみください。
 - ▶その他 羽生駅とキャッセ羽生を結ぶ無料送迎バス運行あり
 - ▶問い合わせ キャッセ羽生 ☎048-565-5255

図書館だより

開館時間 午前9時30分～午後7時
休館日 4月2日(月)・3日(火)・9日(月)・16日(月)・23日(月)・5月1日(火)・2日(水)・7日(月)・14日(月)
※休館中の圖書の返却はブックポストをご利用ください。

市立図書館 佐間3-24-7(「みらい」内) TEL:556-4227 FAX:555-3770

新着図書

- ・関東・甲信越 道の駅徹底オールガイド決定版 手塚一弘/著
- ・手づくり絶品レトロパン プロが教える、冷蔵庫でねかせるだけ! 山崎豊/著
- ・さよなら、わるい夢たち 森晶磨/著
- ・プロ野球カラー名鑑2018 ベースボールマガジン社
- ・幽霊屋敷貸します 富安陽子/作、篠崎三朗/絵
- ・まほうの絵本屋さん 小手鞠るい/作、高橋克也/絵

今月のおすすめDVD・CD

- | | |
|----------------|----------------------|
| <DVD> | <CD> |
| ・アオハライド | ・歌バカ2(平井堅) |
| ・モアナと伝説の海 | ・コイズミクロニクル(小泉今日子) |
| ・ロレンツォのオイル 命の詩 | ・ワン・モア・ライト(リンキン・パーク) |

こどもの読書週間特別映画会

4月23日(月)から5月12日(土)は「こどもの読書週間」です。読書週間に合わせ映画会を行います。ぜひ図書館に遊びに来てください。

【第1弾】図書館記念日

- ▶日時 4月30日(月)午後2時
- ▶場所 児童コーナーおはなしのへや
- ▶内容 「動物の赤ちゃん ワクワク編」
- ▶対象 幼児・小学生およびその保護者
- ▶定員 30人(先着順)

【第2弾】ゴールデンウィーク

- ▶日時 5月4日(金)午後2時
- ▶場所 児童コーナーおはなしのへや
- ▶内容 「忍たま乱太郎の宇宙大冒険 with コズミックフロントNEXT」
- ▶対象 幼児・小学生およびその保護者
- ▶定員 30人(先着順)

定例イベント※図書館で楽しいひとときを※

イベント名	日時	内容	対象	協力団体など	場所
ボランティアによるおはなし会	4月15日(日)午後2時	絵本や紙芝居など	幼児・小学生	おしゃべりインコの会	図書館 おはなしのへや
	4月28日(土)午前11時			おはなしタンバリン	
	5月5日(土)午後2時			おはなしの会	
	5月12日(土)午後2時			おはなしポケット	
たまごおはなし会	4月18日(水)、5月9日(水) 午前10時30分～11時 ※とことこタイムで実施	絵本、手遊び、パネルシアターなど	0歳～3歳児ぐらい	図書館職員	図書館 おはなしのへや
びよびよおはなし会	5月6日(日) 午後3時30分	絵本、紙芝居、素話(ストーリーテリング)など	4歳児ぐらい～小学生	図書館職員	
こっこおはなし会	4月21日(土) 午後3時30分	絵本の読み聞かせ、工作、折り紙など	小学生	図書館職員	
子ども映画会	4月21日(土)午後2時	ぴったんこ!ねごごかな1	幼児・小学生	図書館職員	

図書館シネマ倶楽部	4月22日(日)午後1時30分(午後1時10分開場)	紙屋悦子の青春(邦画:111分) 出演:原田知世、永瀬正敏、松岡俊介 他	大人を対象としていますが、どなたでも鑑賞できます(定員70人、先着順)	図書館職員	「みらい」映像ホール
-----------	----------------------------	---	-------------------------------------	-------	------------